

◎解体業（法人用）許可申請等の提出書類等のチェック表

確認年月日： 年 月 日

申請者名： _____

提出書類等	様式番号	内容確認	備考
1 事前協議書			
2 許可申請書			
3 欠格要件に該当しないことを誓約する書面			
4 業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（別紙）			
<p>(1) 施設概要書</p> <p>(2) 事業場の配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、当該敷地の境界線、敷地内の建築物等、敷地に接する道路の位置等を記入のこと。 ・ 業の用に供する敷地及び施設の全体が記載されたもの。 ・ 人が容易に立ち入れない等により、囲いの特例を受けようとする者は、敷地周辺の現況地形等が分かるものとする。 			
<p>5 添付書類（図面）</p> <p>上記施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図等</p>			
<p>(1) 業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所以外の場所で行う使用済自動車または解体自動車の積替又は保管の場所を含む。 ・ 以下に、各施設ごとの添付書類を例示する。 			
<p>1) 運搬車両及び使用機器等（以下「運搬車両等」という。）</p> <p>①使用運搬車両等の一覧表（フォークリフト等の構内車を含む。）</p> <p>②車検証や検査証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出日において有効期限が満了していないこと。 ・ 車検証等のないものについては、使用权原が確認できる納品書等の写しとする。 <p>③運搬車両等の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両番号や社名などが確認でき、運搬車両等の全体が判るよう、斜め前及び斜め後ろの2方向からの明瞭な写真を添付のこと。 <p>④賃貸借契約書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。 			

<p>2) 建屋及び工作物等</p> <p>①平面図 : 以下のものを図示のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車保管場所、解体自動車保管場所、解体作業場、油水分離槽、各種廃棄物の保管場所及び有用部品・金属等の保管場所、燃料採取場所やプレス機などの機器並びに油水分離槽 <p>②立面図 : 4面を原則とする。</p> <p>③構造図 : 主要部分の種類に応じ作成のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲い、門扉、床面のコンクリート舗装等 			
<p>3) 解体業、破砕前処理業又は破砕業の用に供する機器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニプラ重機、プレス機、せん断機、破砕機、選別機等を言う。 <p>①構造図</p> <p>②処理能力計算書</p> <p>③機器のカタログ等</p>			
<p>4) 廃油の油水分離施設及びためます等</p> <p>①平面図</p> <p>②断面図</p> <p>③処理能力計算書 : 所要容量と整備容量が対比できること。</p>			
<p>5) 各種廃棄物の保管場所及び保管容器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車、解体自動車(廃車ガラ)、解体自動車(破砕前処理物)、フロン類エアバッグ(インフレーター)、廃油、廃液、廃バッテリー、廃タイヤ、その他廃棄物等 廃棄物処理法の保管基準が適用される物について記載。 <p>①平面図</p> <p>②立面図</p> <p>③断面図</p> <p>④保管容量計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記図に容量・計算式等を記入することで省略できる。 			
<p>6) 有用部品・金属等の保管場所及び保管容器等</p> <p>①平面図</p> <p>②立面図</p> <p>③断面図</p>			
<p>※ ただし、前記の1)から6)に掲げる書面のうち、建築物以外の物(工作物や保管容器)のうち、当方と協議のうえ止むを得ないものと認められるものについては、上記書面に替えて当該保管容器等の姿写真(全景が分かるもの。)に、名称、仕様、寸法等を付記したものを一式として提出することができるものとする。</p>			
<p>(2) 付近の見取り図(住宅明細図等)</p> <p>(公共施設や幹線道路等の目印となるものが含まれていること。)</p>			

<p>6 上記施設の所有権又は使用権原の証明書</p> <p>・土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。</p>			
<p>(1) 土地の登記簿謄本 (業の用に供するすべての土地)</p> <p>(2) 公図の写し (業の用に供するすべての土地)</p> <p>(3) 建物の不動産登記簿の謄本 (業の用に供するすべての建物)</p> <p>(4) 賃貸借契約書等の写し</p> <p>・申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。</p> <p>・土地及び建物に加え運搬車両等を含む。</p>			
<p>7 事業計画書及び収支見積書 (その1)</p> <p>(1) 事業計画書及び収支見積書 (その1)</p> <p>(2) 過去直近3年の各事業年度の決算書 (貸借対照表及び損益計算書他)</p> <p>(3) 過去直近3年の各事業年度の法人税の納付すべき額を証する書類 (別表1, 4)</p> <p>(4) 過去直近3年の各事業年度の法人税の納付済額を証する書類 (納税証明書)</p>			
<p>8 定款又は寄付行為と登記事項証明書</p> <p>(1) 定款又は寄付行為の写し</p> <p>・末尾に「令和 年 月 日 本写しについては、現行定款の写しに相違ない。」と記入の上、記名・押印のこと。</p> <p>(2) 登記事項証明書</p>			
<p>9 役員の住民票の写しと成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>(1) 役員の住民票の写し (本籍の記載があり、個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) (以下同じ)</p> <p>(2) 役員の成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*</p>			
<p>10 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の住民票の写し等又は登記事項証明書</p> <p>・株主台帳等がある場合にはその写し (決算書添付の配当一覧等でも可)</p> <p>(1) 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の一覧及び株式数又は出資数</p> <p>・株主台帳等がある者は、直近のその写しを添付のこと。</p> <p>(2) 上記の者が個人の場合、住民票の写し (本籍の記載のあるものに限る) と成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*</p> <p>(3) 上記の者が法人の場合、登記事項証明書</p>			
<p>11 「本支店の代表者や契約締結権限のある使用人」がいる場合は、当該使用人の住民票の写し等</p> <p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*</p>			

12	関係法令に基づく手続きが必要な場合、 当該手続きが成されていることを証する書類			
13	連絡先等			
14	標準作業書			
15	その他知事が必要と認める書類			
	(1) 許可証等の写し			
	1) 他都道府県市において解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業の許可を取得している場合には、その許可証等の写し (申請中である場合には、受付印のある申請書等の鑑(1面)の写し)			
	2) 本県以外の業の許可証により、先行許可証の添付による添付書類の省略を受けようとする場合には、許可証原本により写しの確認をいたします。			
	3) 産業廃棄物処理施設設置許可証又は使用前検査適合通知書の写し			
	(2) その他			
	1) 委任状 ・行政書士が、申請等の手続きを行う場合にあっては、申請者からの委任状			

* : 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」において、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

(注)

- 1 登記事項証明書、住民票及び納税証明書等の公の機関が発行する証明書については、申請(事前協議)等に係る日の3ヶ月前までに発行されたものを添付のこと。
- 2 業の許可書等の写しについては、裏面に現行許可証の写しに相違ない旨を日付とともに記入の上、記名・押印のこと。
- 3 申請者(役員等を含む。)が外国人の場合、国籍等の記載された住民票を添付すること。

◎破砕業（法人用）許可申請等の提出書類等のチェック表

確認年月日： _____ 年 月 日 申請者名： _____

提出書類等	様式番号	内容確認	備考
1 事前協議書			
2 許可申請書			
3 欠格要件に該当しないことを誓約する書面			
4 業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（別紙）			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 施設概要書</p> <p>(2) 事業場の配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、当該敷地の境界線、敷地内の建築物等、敷地に接する道路の位置等を記入のこと。 ・ 業の用に供する敷地及び施設の全体が記載されたもの。 ・ 人が容易に立ち入れない等により、囲いの特例を受けようとする者は、敷地周辺の現況地形等が分かるものとする。 </div>			
5 添付書類（図面）			
上記施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図等			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 業の用に供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所以外の場所で行う使用済自動車または解体自動車の積替又は保管の場所を含む。 ・ 以下に、各施設ごとの添付書類を例示する。 </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 運搬車両及び使用機器等（以下「運搬車両等」という。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①使用運搬車両等の一覧表（フォークリフト等の構内車を含む。）</p> <p>②車検証や検査証等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出日において有効期限が満了していないこと。 ・ 車検証等のないものについては、使用権原が確認できる納品書等の写しとする。 <p>③運搬車両等の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両番号や社名などが確認でき、運搬車両等の全体が判るよう、斜め前及び斜め後ろの2方向からの明瞭な写真を添付のこと。 <p>④賃貸借契約書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。 </div> </div>			

<p>2) 建屋及び工作物等</p> <p>①平面図 : 以下のものを図示のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車保管場所、解体自動車保管場所、解体作業場、油水分離槽、各種廃棄物の保管場所及び有用部品・金属等の保管場所、燃料採取場所やプレス機などの機器並びに油水分離槽 <p>②立面図 : 4面を原則とする。</p> <p>③構造図 : 主要部分の種類に応じ作成のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲い、門扉、床面のコンクリート舗装等 			
<p>3) 解体業、破砕前処理業又は破砕業の用に供する機器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニプラ重機、プレス機、せん断機、破砕機、選別機等を言う。 <p>①構造図</p> <p>②処理能力計算書</p> <p>③機器のカタログ等</p>			
<p>4) 廃油の油水分離施設及びためます等</p> <p>①平面図</p> <p>②断面図</p> <p>③処理能力計算書 : 所要容量と整備容量が対比できること。</p>			
<p>5) 各種廃棄物の保管場所及び保管容器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、解体自動車（破砕前処理物）、フロン類エアバッグ（インフレーター）、廃油、廃液、廃バッテリー、廃タイヤ、その他廃棄物等 廃棄物処理法の保管基準が適用される物について記載。 <p>①平面図</p> <p>②立面図</p> <p>③断面図</p> <p>④保管容量計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記図に容量・計算式等を記入することで省略できる。 			
<p>6) 有用部品・金属等の保管場所及び保管容器等</p> <p>①平面図</p> <p>②立面図</p> <p>③断面図</p>			
<p>※ ただし、前記の1)から6)に掲げる書面のうち、建築物以外の物（工作物や保管容器）のうち、当方と協議のうえ止むを得ないものと認められるものについては、上記書面に替えて当該保管容器等の姿写真（全景が分かるもの。）に、名称、仕様、寸法等を付記したものを一式として提出することができるものとする。</p>			
<p>(2) 付近の見取り図（住宅明細図等）</p> <p>（公共施設や幹線道路等の目印となるものが含まれていること。）</p>			

<p>6 上記施設の所有権又は使用権原の証明書</p> <p>・土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。</p> <p>(1) 土地の登記簿謄本 (業の用に供するすべての土地)</p> <p>(2) 公図の写し (業の用に供するすべての土地)</p> <p>(3) 建物の不動産登記簿の謄本 (業の用に供するすべての建物)</p> <p>(4) 賃貸借契約書等の写し</p> <p>・申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。</p> <p>・土地及び建物に加え運搬車両等を含む。</p>			
<p>7 事業計画書及び収支見積書 (その1)</p> <p>(1) 事業計画書及び収支見積書 (その1)</p> <p>(2) 過去直近3年の各事業年度の決算書 (貸借対照表及び損益計算書他)</p> <p>(3) 過去直近3年の各事業年度の法人税の納付すべき額を証する書類 (別表1, 4)</p> <p>(4) 過去直近3年の各事業年度の法人税の納付済額を証する書類 (納税証明書)</p>			
<p>8 定款又は寄付行為と登記事項証明書</p> <p>(1) 定款又は寄付行為の写し</p> <p>・末尾に「令和 年 月 日 本写しについては、現行定款の写しに相違ない。」と記入の上、記名・押印のこと。</p> <p>(2) 登記事項証明書</p>			
<p>9 役員の住民票の写しと成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>(1) 役員の住民票の写し (本籍の記載があり、個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) (以下同じ)</p> <p>(2) 役員の成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*</p>			
<p>10 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の住民票の写し等又は登記事項証明書</p> <p>・株主台帳等がある場合にはその写し (決算書添付の配当一覧等でも可)</p> <p>(1) 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の一覧及び株式数又は出資数</p> <p>・株主台帳等がある者は、直近のその写しを添付のこと。</p> <p>(2) 上記の者が個人の場合、住民票の写し (本籍の記載のあるものに限る) と成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*</p> <p>(3) 上記の者が法人の場合、登記事項証明書</p>			
<p>11 「本支店の代表者や契約締結権限のある使用人」がいる場合は、当該使用人の住民票の写し等</p> <p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*</p>			

12	関係法令に基づく手続きが必要な場合、 当該手続きが成されていることを証する書類			
13	連絡先等			
14	標準作業書			
15	その他知事が必要と認める書類			
	(1) 許可証等の写し			
	1) 他都道府県市において解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業の許可を取得している場合には、その許可証等の写し (申請中である場合には、受付印のある申請書等の鑑(1面)の写し)			
	2) 本県以外の業の許可証により、先行許可証の添付による添付書類の省略を受けようとする場合には、許可証原本により写しの確認をいたします。			
	3) 産業廃棄物処理施設設置許可証又は使用前検査適合通知書の写し			
	(2) その他			
	1) 委任状 ・行政書士が、申請等の手続きを行う場合にあっては、申請者からの委任状			

* : 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」において、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

(注)

- 1 登記事項証明書、住民票及び納税証明書等の公の機関が発行する証明書については、申請(事前協議)等に係る日の3ヶ月前までに発行されたものを添付のこと。
- 2 業の許可書等の写しについては、裏面に現行許可証の写しに相違ない旨を日付とともに記入の上、記名・押印のこと。
- 3 申請者(役員等を含む。)が外国人の場合、国籍等の記載された住民票を添付すること。

◎解体業（個人用）許可申請等の提出書類等のチェック表

確認年月日： 年 月 日

申請者名：

提出書類等	様式番号	内容確認	備考
1 事前協議書			
2 許可申請書			
3 欠格要件に該当しないことを誓約する書面			
4 業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（別紙） (1) 施設概要書 (2) 事業場の配置図 ・ 方位、当該敷地の境界線、敷地内の建築物等、敷地に接する道路の位置等を記入のこと。 ・ 業の用に供する敷地及び施設の全体が記載されたもの。 ・ 人が容易に立ち入れない等により、囲いの特例を受けようとする者は、敷地周辺の現況地形等が分かるものとする。			
5 添付書類（図面） 上記施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図等			
(1) 業の用に供する施設 ・ 事業所以外の場所で行う使用済自動車または解体自動車の積替又は保管の場所を含む。 ・ 以下に、各施設ごとの添付書類を例示する。			
1) 運搬車両及び使用機器等（以下「運搬車両等」という。） ①使用運搬車両等の一覧表（フォークリフト等の構内車を含む。） ②車検証や検査証等の写し ・ 提出日において有効期限が満了していないこと。 ・ 車検証等のないものについては、使用権原が確認できる納品書等の写しとする。 ③運搬車両等の写真 ・ 車両番号や社名などが確認でき、運搬車両等の全体が判るよう、斜め前及び斜め後ろの2方向からの明瞭な写真を添付のこと。 ④賃貸借契約書等の写し ・ 申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。			
2) 建屋及び工作物等 ①平面図：以下のものを図示のこと。 ・ 使用済自動車保管場所、解体自動車保管場所、解体作業場、油水分離槽、各種廃棄物の保管場所及び有用備品・金属等の保管場所、燃料採取場所やプレス機などの機器並びに油水分離槽 ②立面図：4面を原則とする。 ③構造図：主要部分の種類に応じ作成のこと。 ・ 囲い、門扉、床面のコンクリート舗装等			

<p>3) 解体業、破砕前処理業又は破砕業の用に供する機器等 ・ニブラ重機、プレス機、せん断機、破砕機、選別機等を言う。</p>			
<p>①構造図</p>			
<p>②処理能力計算書</p>			
<p>③機器のカタログ等</p>			
<p>4) 廃油の油水分離施設及びためます等</p>			
<p>①平面図</p>			
<p>②断面図</p>			
<p>③処理能力計算書 : 所要容量と整備容量が対比できること。</p>			
<p>5) 各種廃棄物の保管場所及び保管容器等</p>			
<p>・使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、解体自動車（破砕前処理物）、フロン類エアバッグ（インフレーター）、廃油、廃液、廃バッテリー、廃タイヤ、その他廃棄物等 廃棄物処理法の保管基準が適用される物について記載。</p>			
<p>①平面図</p>			
<p>②立面図</p>			
<p>③断面図</p>			
<p>④保管容量計算書</p>			
<p>・上記図に容量・計算式等を記入することで省略できる。</p>			
<p>6) 有用部品・金属等の保管場所及び保管容器等</p>			
<p>①平面図</p>			
<p>②立面図</p>			
<p>③断面図</p>			
<p>※ ただし、前記の1) から6) に掲げる書面のうち、建築物以外の物（工作物や保管容器）のうち、当方と協議のうえ止むを得ないものと認められるものについては、上記書面に替えて当該保管容器等の姿写真（全景が分かるもの。）に、名称、仕様、寸法等を付記したものを一式として提出することができるものとする。</p>			
<p>(2) 付近の見取り図（住宅明細図等）</p>			
<p>（公共施設や幹線道路等の目印となるものが含まれていること。）</p>			
<p>6 上記施設の所有権又は使用権原の証明書</p>			
<p>・土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。</p>			
<p>(1) 土地の登記簿謄本（業の用に供するすべての土地）</p>			
<p>(2) 公図の写し（業の用に供するすべての土地）</p>			
<p>(3) 建物の不動産登記簿の謄本（業の用に供するすべての建物）</p>			
<p>(4) 賃貸借契約書等の写し</p>			
<p>・申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。 ・土地及び建物に加え運搬車両等を含む。</p>			
<p>7 事業計画書及び収支見積書（その1）</p>			
<p>(1) 事業計画書及び収支見積書（その1）</p>			
<p>(2) 過去直近3年の各年度の所得税の確定申告書の写し</p>			
<p>(3) 過去直近3年の各年度の納税証明書</p>			
<p>（税務署の発行する納税証明書で、納税額及び納税済額の記載のあるものに限る。）</p>			

8	申請者の住民票の写しと成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書		
	(1) 住民票の写し（本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）（以下同じ）		
	(2) 成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
9	申請者が未成年であり		
	その法定代理人が個人である場合		
	(1) 住民票の写し		
	(2) 成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
	その法定代理人が法人である場合		
	(1) 定款又は寄付行為と登記事項証明書		
	(2) 役員の住民票の写しと成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
	(3) 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額を記載した書類。これらの者の住民票の写しと成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*（法人にあっては、登記事項証明書）		
	(4) 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
10	関係法令に基づく手続きが必要な場合、 当該手続きが成されていることを証する書類		
11	連絡先等		
12	標準作業書		
13	その他知事が必要と認める書類		
	(1) 許可証等の写し		
	1) 他都道府県市において解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業の許可を取得している場合には、その許可証等の写し （申請中である場合には、受付印のある申請書等の鑑（1面）の写し）		
	2) 本県以外の業の許可証により、先行許可証の添付による添付書類の省略を受けようとする場合には、許可証原本により写しの確認をいたします。		
	3) 産業廃棄物処理施設設置許可証又は使用前検査適合通知書の写し		
	(2) その他		
	1) 委任状 ・行政書士が、申請等の手続きを行う場合にあっては、申請者からの委任状		

* : 「成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書」において、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被補佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

- (注) 1 登記事項証明書、住民票及び納税証明書等の公の機関が発行する証明書については、申請（事前協議）等に係る日の3ヶ月前までに発行されたものを添付のこと。
- 2 業の許可書等の写しについては、裏面に現行許可証の写しに相違ない旨を日付とともに記入の上、記名・押印のこと。
- 3 申請者（役員等を含む。）が外国人の場合、国籍等の記載された住民票を添付すること。

◎破砕業（個人用）許可申請等の提出書類等のチェック表

確認年月日： 年 月 日 申請者名： _____

提出書類等	様式番号	内容確認	備考
1 事前協議書			
2 許可申請書			
3 欠格要件に該当しないことを誓約する書面			
4 業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（別紙）			
(1) 施設概要書			
(2) 事業場の配置図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、当該敷地の境界線、敷地内の建築物等、敷地に接する道路の位置等を記入のこと。 ・ 業の用に供する敷地及び施設の全体が記載されたもの。 ・ 人が容易に立ち入れない等により、囲いの特例を受けようとする者は、敷地周辺の現況地形等が分かるものとする。 			
5 添付書類（図面）			
上記施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図等			
(1) 業の用に供する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所以外の場所で行う使用済自動車または解体自動車の積替又は保管の場所を含む。 ・ 以下に、各施設ごとの添付書類を例示する。 			
1) 運搬車両及び使用機器等（以下「運搬車両等」という。）			
①使用運搬車両等の一覧表（フォークリフト等の構内車を含む。）			
②車検証や検査証等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出日において有効期限が満了していないこと。 ・ 車検証等のないものについては、使用権原が確認できる納品書等の写しとする。 			
③運搬車両等の写真 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両番号や社名などが確認でき、運搬車両等の全体が判るよう、斜め前及び斜め後ろの2方向からの明瞭な写真を添付のこと。 			
④賃貸借契約書等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。 			
2) 建屋及び工作物等			
①平面図 ： 以下のものを図示のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車保管場所、解体自動車保管場所、解体作業場、油水分離槽、各種廃棄物の保管場所及び有用備品・金属等の保管場所、燃料採取場所やプレス機などの機器並びに油水分離槽 			
②立面図 ： 4面を原則とする。			
③構造図 ： 主要部分の種類に応じ作成のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 囲い、門扉、床面のコンクリート舗装等 			

<p>3) 解体業、破砕前処理業又は破砕業の用に供する機器等 ・ニブラ重機、プレス機、せん断機、破砕機、選別機等を言う。</p>			
<p>①構造図</p>			
<p>②処理能力計算書</p>			
<p>③機器のカタログ等</p>			
<p>4) 廃油の油水分離施設及びためます等</p>			
<p>①平面図</p>			
<p>②断面図</p>			
<p>③処理能力計算書 : 所要容量と整備容量が対比できること。</p>			
<p>5) 各種廃棄物の保管場所及び保管容器等</p>			
<p>・使用済自動車、解体自動車（廃車ガラ）、解体自動車（破砕前処理物）、フロン類エアバッグ（インフレーター）、廃油、廃液、廃バッテリー、廃タイヤ、その他廃棄物等 廃棄物処理法の保管基準が適用される物について記載。</p>			
<p>①平面図</p>			
<p>②立面図</p>			
<p>③断面図</p>			
<p>④保管容量計算書 ・上記図に容量・計算式等を記入することで省略できる。</p>			
<p>6) 有用部品・金属等の保管場所及び保管容器等</p>			
<p>①平面図</p>			
<p>②立面図</p>			
<p>③断面図</p>			
<p>※ ただし、前記の1) から6) に掲げる書面のうち、建築物以外の物（工作物や保管容器）のうち、当方と協議のうえ止むを得ないものと認められるものについては、上記書面に替えて当該保管容器等の姿写真（全景が分かるもの。）に、名称、仕様、寸法等を付記したものを一式として提出することができるものとする。</p>			
<p>(2) 付近の見取り図（住宅明細図等）</p>			
<p>（公共施設や幹線道路等の目印となるものが含まれていること。）</p>			
<p>6 上記施設の所有権又は使用権原の証明書</p>			
<p>・土地の登記簿謄本、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。</p>			
<p>(1) 土地の登記簿謄本（業の用に供するすべての土地）</p>			
<p>(2) 公図の写し（業の用に供するすべての土地）</p>			
<p>(3) 建物の不動産登記簿の謄本（業の用に供するすべての建物）</p>			
<p>(4) 賃貸借契約書等の写し</p>			
<p>・申請者が所有権を有しない場合には添付のこと。 ・土地及び建物に加え運搬車両等を含む。</p>			
<p>7 事業計画書及び収支見積書（その1）</p>			
<p>(1) 事業計画書及び収支見積書（その1）</p>			
<p>(2) 過去直近3年の各年度の所得税の確定申告書の写し</p>			
<p>(3) 過去直近3年の各年度の納税証明書</p>			
<p>（税務署の発行する納税証明書で、納税額及び納税済額の記載のあるものに限る。）</p>			

8	申請者の住民票の写しと成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書		
	(1) 住民票の写し (本籍の記載があり、個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの) (以下同じ)		
	(2) 成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
9	申請者が未成年であり		
	その法定代理人が個人である場合		
	(1) 住民票の写し		
	(2) 成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
	その法定代理人が法人である場合		
	(1) 定款又は寄付行為と登記事項証明書		
	(2) 役員の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
	(3) 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額を記載した書類。これらの者の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書* (法人にあっては、登記事項証明書)		
	(4) 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*		
10	関係法令に基づく手続きが必要な場合、 当該手続きが成されていることを証する書類		
11	連絡先等		
12	標準作業書		
13	その他知事が必要と認める書類		
	(1) 許可証等の写し		
	1) 他都道府県市において解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業の許可を取得している場合には、その許可証等の写し (申請中である場合には、受付印のある申請書等の鑑 (1面) の写し)		
	2) 本県以外の業の許可証により、先行許可証の添付による添付書類の省略を受けようとする場合には、許可証原本により写しの確認をいたします。		
	3) 産業廃棄物処理施設設置許可証又は使用前検査適合通知書の写し		
	(2) その他		
	1) 委任状 ・行政書士が、申請等の手続きを行う場合にあっては、申請者からの委任状		

* : 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」において、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

- (注) 1 登記事項証明書、住民票及び納税証明書等の公の機関が発行する証明書については、申請 (事前協議) 等に係る日の3ヶ月前までに発行されたものを添付のこと。
- 2 業の許可書等の写しについては、裏面に現行許可証の写しに相違ない旨を日付とともに記入の上、記名・押印のこと。
- 3 申請者 (役員等を含む。) が外国人の場合、国籍等の記載された住民票を添付すること。